

## 令和3年度 林業架線技術者養成事業 ～農林大林業科・林業公社（支援センター）連携実施事業～

### 《活用事業》

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業  
－持続的林業確立対策  
－マーケティング力ある林業担い手の育成  
－人材の確保・育成・定着  
－林業就業者に対する技能研修等

(公財)島根県みどりの担い手育成基金助成事業  
－林業架線技術者養成事業助成金

### 事 業 総 括 〔農林大林業科報告より〕 ～農林大学校研修部門『林業エンジニア研修』～

#### ◆林業架線作業主任者免許規定に基づく林業架線作業主任者講習

島根県では、循環型林業の実現に向けた施策を関係機関と連携を図りながら総合的に展開している。本県の地形条件、森林施業の集約化、路網配置、森林資源の成熟化等の現状を踏まえ、今後木材の労働生産性を考慮しながら、主伐の促進・木質バイオマス資源の利用促進を図るうえで、機械集材装置を用いた作業に携わる技術者の養成が喫緊の課題となっている。

このため、林業架線作業の指導者的立場となる者を育成することを目的として技術者養成研修を実施した。

今回の研修には、2つの事業体から3名が参加し、厚生労働省労働局長が定める基準に基づく学科52時間、実技50時間を受講した。

学科試験に合格した3名が実技に参加し、架線集材機装置の架線の索張りから運転と撤収までを行い、架線集材のノウハウを学んだ。

学科と実技を修了した者については、林業架線作業主任者免許規程にかかる林業架線作業講習修了証書を送付した。

ただし、この修了証は正式な「林業架線作業主任者」の有資格者とはならず、林業架線作業の業務に2年以上従事した経験を有した段階で、管轄労働局長あてに免許申請を行い正式な有資格者となるので講習修了者に説明した。

今後、島根県内で皆伐が進めば、各事業体において機械集材装置の需要が高まりそれを稼働させるための作業員を確保する必要があるため、今回の講習を継続して開催する必要があると感じた。